○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（総合政策局の所掌事務） 第四条　総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四　（略） 五　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第十二条第一項第十五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関すること。 六～五十七　（略） 2　（略） （道路局の所掌事務） 第九条　道路局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） 六　独立行政法人評価委員会日本高速道路保有・債務返済機構分科会の庶務に関すること。 （鉄道局の所掌事務） 第十一条　鉄道局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略）	（総合政策局の所掌事務） 第四条　総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四　（略） 五　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の組織及び運営一般並びに同機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第十二条第一項第十五号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関すること。 六～五十七　（略） 2　（略） （道路局の所掌事務） 第九条　道路局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） （鉄道局の所掌事務） 第十一条　鉄道局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～六　（略）

七　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の組織及び運営一般に関すること。

（参事官及び技術参事官）

第二十一条　大臣官房に、参事官十三人及び技術参事官一人を置く。

2・3　（略）

（地方課の所掌事務）

第二十八条　地方課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　地方整備局、国土地理院及び国土技術政策総合研究所（以下この条において「地方整備局等」という。）の機構及び定員並びに地方整備局等の運営に要する経費の調整に関すること（国土交通省設置法（以下「法」という。）第三十一条第一項第二号に掲げる事務のうち法第四条第五十七号、第五十八号及び第六十一号（港湾に係るものに限る。）、第百一号から第百三号まで並びに第百二十八号（港湾に係るものに限る。）に掲げる事務並びに法第三十一条第一項第六号に掲げる事務並びに第百九十三条第一項各号に掲げる事務のうち法第四条第五十七号及び第六十一号（港湾に係るものに限る。）、第百一号、第百二号並びに第百九号（飛行場の整備及び保全に係るものに限る。）に掲げる事務に係るもの（次号において「港湾空港関係事務」という。）に関することを除く。）。

三・四　（略）

（参事官及び技術参事官）

第二十一条　大臣官房に、参事官十四人及び技術参事官一人を置く。

2・3　（略）

（地方課の所掌事務）

第二十八条　地方課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　地方整備局、国土地理院及び国土技術政策総合研究所（以下この条において「地方整備局等」という。）の機構及び定員並びに地方整備局等の運営に要する経費の調整に関すること（国土交通省設置法（以下「法」という。）第三十一条第一項第二号に掲げる事務のうち法第四条第五十七号、第五十八号及び第六十一号（港湾に係るものに限る。）、第百一号から第百三号まで並びに第百二十八号（港湾に係るものに限る。）に掲げる事務並びに法第三十一条第一項第五号に掲げる事務並びに第百九十三条第一項各号に掲げる事務のうち法第四条第五十七号及び第六十一号（港湾に係るものに限る。）、第百一号、第百二号並びに第百九号（飛行場の整備及び保全に係るものに限る。）に掲げる事務に係るもの（次号において「港湾空港関係事務」という。）に関することを除く。）。

三・四　（略）

（交通計画課の所掌事務）

第四十一条　交通計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（建設振興課の所掌事務）

第四十三条　建設振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　新事業創出促進法の規定による基本方針の策定に関する事務のうち建設業者等に係る創業及び新事業分野開拓に関すること並びに同法の規定による建設業者等に係る新事業分野開拓の実施計画の認定に関すること。

七～九　（略）

（総務課の所掌事務）

第百六条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十一　（略）

十二　独立行政法人評価委員会日本高速道路保有・債務返済機構分科会の庶務に関すること。

（交通計画課の所掌事務）

第四十一条　交通計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の組織及び運営一般に関すること。

四　独立行政法人評価委員会鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会の庶務に関すること。

（建設振興課の所掌事務）

第四十三条　建設振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　新事業創出促進法の規定による基本方針の策定に関する事務のうち建設業者等に係る創業及び新事業分野開拓に関すること並びに同法の規定による建設業者等に係る新事業分野開拓の実施計画の認定及び事後設立における検査役調査に関する特例の認定に関すること。

七～九　（略）

（総務課の所掌事務）

第百六条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十一　（略）

十三　（略）

（総務課の所掌事務）

第百二十三条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　陸運機器等の製造及び修理の技術の改善に関すること。

七　陸運機器等の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに陸運機器等の製造、販売及び修理に関する事業の発達、改善及び調整に関すること（技術企画課の所掌に属するものを除く。）。

八・九　（略）

（財務課の所掌事務）

第百二十六条　財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の組織及び運営一般並びに同機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十二条第一項第一号から第六号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第二項及び第三項の業務に関すること。

五～八　（略）

九　鉄道等に関し、外国為替及び外国貿易法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等及び同法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に関すること（総務課及び技術企画課の所掌に属するものを除く。）。

十二　（略）

（総務課の所掌事務）

第百二十三条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六・七　（略）

（財務課の所掌事務）

第百二十六条　財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十二条第一項第一号から第六号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第二項及び第三項の業務に関すること。

五～八　（略）

九　鉄道等に関し、外国為替及び外国貿易法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等及び同法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に関すること(技術企画課の所掌に属するものを除く。)。

十　独立行政法人評価委員会鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会の庶務に関すること。

（技術企画課の所掌事務）

第百二十八条　技術企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　鉄道等の整備に関する事務のうち技術に関すること（道路局並びに総務課及び施設課の所掌に属するものを除く。）。

四～六　（略）

七　鉄道等の車両に関する外国為替及び外国貿易法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等に関すること。

（政策調整官及び政策評価官）

第百九十条　本省に、政策調整官四人及び政策評価官一人を置く。

2　政策調整官は、命を受けて、政策統括官のつかさどる職務（第十七条第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げるものに限る。）を助ける。

3　（略）

（地方整備局の名称、位置及び管轄区域）

第二百六条　（略）

2　法第三十一条第一項第二号に掲げる事務のうち法第四条第五十七号、

（技術企画課の所掌事務）

第百二十八条　技術企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　鉄道等の整備に関する事務のうち技術に関すること（道路局及び施設課の所掌に属するものを除く。）。

四～六　（略）

七　陸運機器等の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに陸運機器等の製造、販売及び修理に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

（政策調整官及び政策評価官）

第百九十条　本省に、政策調整官三人及び政策評価官一人を置く。

2　政策調整官は、命を受けて、政策統括官のつかさどる職務（第十七条第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げるものに限る。）を助ける。

3　（略）

（地方整備局の名称、位置及び管轄区域）

第二百六条　（略）

2　法第三十一条第一項第二号に掲げる事務のうち法第四条第五十七号、

第五十八号及び第六十一号（港湾に係るものに限る。）、第百一号から第百三号まで並びに第百二十八号（港湾に係るものに限る。）に掲げる事務並びに法第三十一条第一項第六号に掲げる事務に関しては、前項の規定にかかわらず、長野県及び福井県は北陸地方整備局の、山口県のうち下関市は九州地方整備局の管轄区域とする。

3　（略）

（地方運輸局の名称、位置及び管轄区域）

第二百十二条　（略）

2　法第三十五条第一項に掲げる事務のうち法第四条第十五号、第十八号、第十九号（船舶運航事業者の行う貨物の運送に係るものに限る。）、第八十六号から第九十三号まで及び第九十五号から第百号までに掲げる事務並びにこれらの事務に係る同条第百十四号及び第百二十八号に掲げる事務に関しては、前項の規定にかかわらず、山口県のうち下関市、宇部市、山陽小野田市及び長門市は九州運輸局の管轄区域とする。

3　（略）

（地方支分部局）

第二百五十八条　海上保安管区の区域及び名称並びに管区海上保安本部の名称及び位置は、次のとおりとする。

海上保安管区の区域		
海上保安管区の名	管区海上保安本部	管区海上保安本部

第五十八号及び第六十一号（港湾に係るものに限る。）、第百一号から第百三号まで並びに第百二十八号（港湾に係るものに限る。）に掲げる事務並びに法第三十一条第一項第五号に掲げる事務に関しては、前項の規定にかかわらず、長野県及び福井県は北陸地方整備局の、山口県のうち下関市は九州地方整備局の管轄区域とする。

3　（略）

（地方運輸局の名称、位置及び管轄区域）

第二百十二条　（略）

2　法第三十五条第一項に掲げる事務のうち法第四条第十五号、第十八号、第十九号（船舶運航事業者の行う貨物の運送に係るものに限る。）、第八十六号から第九十三号まで及び第九十五号から第百号までに掲げる事務並びにこれらの事務に係る同条第百十四号及び第百二十八号に掲げる事務に関しては、前項の規定にかかわらず、山口県のうち下関市、宇部市、小野田市、長門市、厚狭郡、豊浦郡及び大津郡は九州運輸局の管轄区域とする。

3　（略）

（地方支分部局）

第二百五十八条　海上保安管区の区域及び名称並びに管区海上保安本部の名称及び位置は、次のとおりとする。

海上保安管区の区域		
海上保安管区の名	管区海上保安本部	管区海上保安本部

	（略）	称	の名称	の位置
滋賀県、大阪府、兵庫県（豊岡市及び美方郡を除く。）、奈良県、和歌山県、徳島県及び高知県の区域並びにその沿岸水域	（略）	第五海上保安管区	第五管区海上保安本部	神戸市
岡山県、広島県、山口県（下関市、宇部市、萩市、長門市、美祢市、山陽小野田市、美祢郡及び阿武郡を除く。）、香川県及び愛媛県の区域並びにその沿岸水域		第六海上保安管区	第六管区海上保安本部	広島市
山口県（下関市、宇部市、萩市、長門市、美祢市、山陽小野田市、美祢郡及び阿武郡に限る。）、福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県の区域並びにその沿岸水域		第七海上保安管区	第七管区海上保安本部	北九州市
京都府、福井県、兵庫県（豊岡市及び美方郡に限る。）、島根県及び鳥取県の区域並びにその沿岸水域		第八海上保安管区	第八管区海上保安本部	舞鶴市

	（略）	称	の名称	の位置
滋賀県、大阪府、兵庫県（豊岡市、城崎郡、出石郡及び美方郡を除く。）、奈良県、和歌山県、徳島県及び高知県の区域並びにその沿岸水域	（略）	第五海上保安管区	第五管区海上保安本部	神戸市
岡山県、広島県、山口県（下関市、宇部市、萩市、小野田市、長門市、美祢市、厚狭郡、豊浦郡、美祢郡、大津郡及び阿武郡を除く。）、香川県及び愛媛県の区域並びにその沿岸水域		第六海上保安管区	第六管区海上保安本部	広島市
山口県（下関市、宇部市、萩市、小野田市、長門市、美祢市、厚狭郡、豊浦郡、美祢郡、大津郡及び阿武郡に限る。）、福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県の区域並びにその沿岸水域		第七海上保安管区	第七管区海上保安本部	北九州市
京都府、福井県、兵庫県（豊岡市、城崎郡、出石郡及び美方郡に限る。）、島根県及び鳥取県の区域並びにその沿岸水域		第八海上保安管区	第八管区海上保安本部	舞鶴市

（略）　（略）　（略）　（略）

附　則

（都市・地域整備局の所掌事務の特例）

第三条　都市・地域整備局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期　限	事　務
平成十九年三月三十一日	（略）
（略）	（略）
平成二十五年三月三十一日	（略）
平成二十七年三	振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（略）　（略）　（略）　（略）

附　則

（都市・地域整備局の所掌事務の特例）

第三条　都市・地域整備局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期　限	事　務
平成十七年三月三十一日	振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成十九年三月三十一日	（略） 半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

月三十一日	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

2　（略）

（国土計画局総務課の所掌事務についての読替え）

第六条　国土計画局総務課の所掌事務については、第六十三条第四号中「及び豪雪地帯対策分科会」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間において、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成十九年三月三十一日までの間	、豪雪地帯対策分科会、特殊土壌地帯対策分科会、離島振興対策分科会及び山村振興対策分科会	
平成十九年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間	、豪雪地帯対策分科会、離島振興対策分科会及び山村振興対策分科会	
平成二十五年四		

（略）	（略）
平成二十五年三月三十一日	（略）

2　（略）

（国土計画局総務課の所掌事務についての読替え）

第六条　国土計画局総務課の所掌事務については、第六十三条第四号中「及び豪雪地帯対策分科会」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間において、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成十七年三月三十一日までの間	、豪雪地帯対策分科会、離島振興対策分科会、山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会	
平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間	、豪雪地帯対策分科会、離島振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会	
平成十九年四月		

月一日から平成二十七年三月三十一日までの間	、豪雪地帯対策分科会及び山村振興対策分科会

（都市・地域整備局地方整備課の所掌事務の特例）

第八条　都市・地域整備局地方整備課は、第八十五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成十九年三月三十一日	（略）
平成二十二年三月三十一日	（略）
平成二十七年三月三十一日	振興山村の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

2　都市・地域整備局地方整備課は、第八十五条各号及び前項の表の下欄に掲げる事務のほか、平成二十一年四月一日から平成二十七年三月三十

一日から平成二十五年三月三十一日までの間	、豪雪地帯対策分科会及び離島振興対策分科会

（都市・地域整備局地方整備課の所掌事務の特例）

第八条　都市・地域整備局地方整備課は、第八十五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成十七年三月三十一日	振興山村の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成十九年三月三十一日	（略）
平成二十二年三月三十一日	（略）

一日までの間、半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

（都市・地域整備局特別地域振興課の所掌事務の特例）

第十二条　都市・地域整備局特別地域振興課は、第九十二条各号に掲げる事務のほか、平成二十一年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

一　奄美群島の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　奄美群島振興開発計画に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

三　独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。

四　独立行政法人評価委員会奄美群島振興開発基金分科会の庶務に関すること。

五　小笠原諸島の総合的な振興及び開発に関すること。

六　半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（都市・地域整備局特別地域振興課の所掌事務の特例）

第十二条　都市・地域整備局特別地域振興課は、第九十二条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成十七年三月三十一日	半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
	奄美群島の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
	奄美群島振興開発計画に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。
平成二十一年三月三十一日	独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。
	独立行政法人評価委員会奄美群島振興開発基金分

（道路局路政課の所掌事務の特例）

第十六条　道路局路政課は、第百七条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成二十年三月三十一日	（略）
平成二十七年三月三十一日	半島振興法第十条の規定による道路の指定に関すること。

（道路局地方道・環境課の所掌事務の特例）

第十八条　道路局地方道・環境課は、第百十二条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務

	科会の庶務に関すること。
	小笠原諸島の総合的な振興及び開発に関すること。

（道路局路政課の所掌事務の特例）

第十六条　道路局路政課は、第百七条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成十七年三月三十一日	半島振興法第十条の規定による道路の指定に関すること。
平成二十年三月三十一日	（略）

（道路局地方道・環境課の所掌事務の特例）

第十八条　道路局地方道・環境課は、第百十二条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務

をつかさどる。

期限	事務
平成二十二年三月三十一日	（略）
平成二十七年三月三十一日	山村振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。 半島振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。

（地方整備局の所掌事務の特例）

第二十七条　地方整備局は、第二百七条に規定する事務のほか、法附則第十条第一項の表の上欄に掲げる日までの間、国土交通省の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）を分掌する。

をつかさどる。

期限	事務
平成十七年三月三十一日	山村振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。 半島振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。
平成二十二年三月三十一日	（略）

（地方整備局の所掌事務の特例）

第二十七条　地方整備局は、第二百七条に規定する事務のほか、法附則第九条第一項の表の上欄に掲げる日までの間、国土交通省の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事務（北海道の区域に係るものを除く。）を分掌する。

○国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

附則

（分科会の特例）

第二条　審議会に、第二条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、次の表の期限の欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の分科会の欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の法律の欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとし、これらの分科会の庶務は、それぞれ同表の課の欄に掲げる課において処理する。この場合において、同条第二項中「前項の表の上欄」とあるのは、「前項の表の上欄及び附則第二条第一項の表の分科会の欄」と読み替えるものとする。

期限	分科会	法律	課
平成十九年三月三十一日	（略）	（略）	（略）
平成二十二年三月三十一日	（略）	（略）	（略）

現行

附則

（分科会の特例）

第二条　審議会に、第二条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、次の表の期限の欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の分科会の欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の法律の欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとし、これらの分科会の庶務は、それぞれ同表の課の欄に掲げる課において処理する。この場合において、同条第二項中「前項の表の上欄」とあるのは、「前項の表の上欄及び附則第二条第一項の表の分科会の欄」と読み替えるものとする。

期限	分科会	法律	課
平成十七年三月三十一日	山村振興対策分科会	山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）	国土交通省都市・地域整備局地方整備課
平成十九年三月三十一日	（略）	（略）	（略）

平成二十七年三月三十一日	山村振興対策分科会	山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）	国土交通省都市・地域整備局地方整備課

2　前項の場合において、特殊土壌地帯対策分科会及び山村振興対策分科会の庶務は、農林水産省農村振興局農村政策課の協力を得て処理するものとする。

平成二十二年三月三十一日	（略）	（略）	（略）

2　前項の場合において、山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会の庶務は、農林水産省農村振興局農村政策課の協力を得て処理するものとする。

○国土交通省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十四号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（分科会） 第五条　委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。 名称 ／ 独立行政法人 （略） ／ （略） 都市再生機構分科会 ／ 独立行政法人都市再生機構 日本高速道路保有・債務返済機構分科会 ／ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 2～6　（略）	（分科会） 第五条　委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。 名称 ／ 独立行政法人 （略） ／ （略） 都市再生機構分科会 ／ 独立行政法人都市再生機構 2～6　（略）

（庶務）

第九条　委員会の庶務は、国土交通省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会の庶務については、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。

分科会	担当課等
（略）	（略）
鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会	鉄道局財務課において処理する。
（略）	（略）
都市再生機構分科会	住宅局総務課において処理する。
日本高速道路保有・債務返済機構分科会	道路局総務課において処理する。

（庶務）

第九条　委員会の庶務は、国土交通省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会の庶務については、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。

分科会	担当課等
（略）	（略）
鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会	総合政策局交通計画課において処理する。
（略）	（略）
都市再生機構分科会	住宅局総務課において処理する。